

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

### ◇ 公 告

- 保険契約に係る一般競争入札の公告【総務局総務部総務課】

6

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【会計室】

9

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【建設局河川部水環境課】

12

### ◇ 上下水道局

- 保険契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局広域・海外事業部広域事業課】

15

- 物品等供給契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部施設課】

18

### ◇ 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】

22

- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】

25

北九州市告示第 29 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司港駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 5 年 1 月 16 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 1 月 23 日	西海岸自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転	2 台	令和 5 年 1	北九州市小倉北区青

車放置禁止区域		月 1 1 日	葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	1 1 台	令和 5 年 1 月 2 0 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 5 年 1 月 2 6 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 1 月 4 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 5 年 1 月 1 2 日	
	2 台	令和 5 年 1 月 1 3 日	
	2 台	令和 5 年 1 月 1 7 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 1 8 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 1 9 日	
	2 台	令和 5 年 1 月 2 0 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 2 6 日	
	1 台	令和 5 年 1 月 3 0 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 1 月 1 9 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 5 年 1 月 4 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	令和 5 年 1 月 5 日	
	4 台	令和 5 年 1 月 1 2 日	
	3 台	令和 5 年 1	

		月 1 7 日	
	2 台	令和 5 年 1 月 2 5 日	
	5 台	令和 5 年 1 月 2 7 日	
	3 台	令和 5 年 1 月 3 0 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 1 月 1 3 日	北九州市若松区響南町 8 番
	2 台	令和 5 年 1 月 2 6 日	小石自転車保管所
J R スペースワールド駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 1 月 1 3 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 5 年 1 月 4 日	
	3 台	令和 5 年 1 月 3 0 日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 5 年 1 月 2 4 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 5 年 1 月 1 8 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 1 月 1 2 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 5 年 1 月 2 0 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 5 年 1 月 2 7 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 5 年 1 月 1 7 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 5 年 1 月 2 7 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 1 月 2 0 日	

2 台	令和 5 年 1 月 2 7 日
-----	---------------------

## 北九州市公告第 9 3 号

一般競争入札により、令和 5 年度北九州市公用車の任意自動車保険契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 1 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 契約事項の名称

令和 5 年度北九州市公用車の任意自動車保険契約

#### (2) 契約の内容

北九州市が所有する公用車 1, 1 9 8 台に対する自動車任意保険

#### (3) 契約内容の特質等

入札説明書による。

#### (4) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日午後 4 時から令和 6 年 4 月 1 日午後 4 時まで

### 2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されている者であって、取扱品目に損害保険を挙げていること。

(3) 保険業について、内閣総理大臣の免許を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市総務局総務部総務課管理第一係

イ 期間 この公告の日から令和 5 年 3 月 1 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(4) 入札参加申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年2月24日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市総務局総務部総務課管理第一係に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年2月24日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和5年3月16日午後1時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務局総務部総務課管理第一係

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2013



## 北九州市公告第94号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年2月10日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

- (1) 業務名 令和5年度会計審査補助等業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする委託契約と類似する業務について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公署から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市会計室
  - イ 期間 この公告の日から令和5年2月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加の申出書の提出
  - ア この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加申出書を提出しなければならない。
  - イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
- (5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間
  - ア 場所 第1号アの場所と同じ
  - イ 期間
    - (ア) 持参の場合  
この公告の日から令和5年2月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
    - (イ) 郵送の場合  
書留郵便で令和5年2月17日午後5時までに必着のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室
  - イ 日時 令和5年2月28日午後2時

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2514

## 北九州市公告第 99 号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 カラー複合機 5 台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法 モノクロ複写及びカラー複写各 1 枚当たりの単価（当該単価に 1 円未満の端数がある場合は、小数点以下第 2 位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（3 年間分）を乗じて得た額の合計金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各 1 枚当たりの単価契約とする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局河川部水環境課
  - イ 期間 この公告の日から令和 5 年 2 月 21 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5

時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
  - (3) 入札に参加するための要件等
    - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
    - イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
  - (4) 入札参加申込書を提出する場所及び期間
    - ア 場所 第1号アの場所と同じ
    - イ 期間
      - (ア) 持参の場合  
この公告の日から令和5年2月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
      - (イ) 郵送の場合  
書留郵便で令和5年2月21日午後5時までに必着のこと。
  - (5) 入札書の受領期限  
第1号アの場所に、令和5年2月28日午後4時までに提出のこと。
  - (6) 入札及び開札の場所及び日時
    - ア 場所 第1号アの場所と同じ
    - イ 日時 令和5年2月28日午後4時
- 4 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
    - イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - (3) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建設局河川部水環境課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2491

## 北九州市上下水道局公告第37号

一般競争入札により、令和5年度北九州市上下水道局公用車の任意保険契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月10日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 契約事項の名称

令和5年度北九州市上下水道局公用車の任意保険

#### (2) 契約の内容

北九州市上下水道局が所有する公用車107台に対する自動車任意保険契約

#### (3) 契約内容の特質等

入札説明書による。

#### (4) 契約期間

令和5年4月1日午後4時から令和6年4月1日午後4時まで

### 2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている者であって、取扱品目に損害保険を挙げていること。

(3) 保険業について、内閣総理大臣の免許を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

イ 期間 この公告の日から令和5年3月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前10時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（[http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02\\_0001.html](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html)）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(4) 入札参加申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年2月24日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年2月24日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和5年3月6日午前11時

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。



(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3141

## 北九州市上下水道局公告第38号

一般競争入札により、物品等供給契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年2月10日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

### 1 調達内容

#### (1) 物品供給契約の名称及び数量

空港北町ポンプ場他4ポンプ場（低圧）電力供給 一式

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和5年4月の検針日から令和6年4月の検針日の前日まで

#### (4) 履行場所 北九州市小倉南区空港北町2番2号

空港北町ポンプ場

北九州市門司区大字今津30番地の5

今津ポンプ場

北九州市小倉南区葛原東四丁目7番

新手川ポンプ場

北九州市南区下曾根二丁目2番1号

竹馬川第3ポンプ場

北九州市若松区響町一丁目101番16

響町ポンプ場

#### (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年2月17日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

### 4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
  - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市上下水道局下水道部施設課
  - イ 期間 この公告の日から令和5年3月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（[http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02\\_001.html](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_001.html)）において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加の申出書の提出
  - ア 郵送による場合の競争入札参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年2月17日午後5時までに必着のこと。
  - イ 持参による場合の競争入札参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和5年2月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年3月3日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和5年3月6日午後1時30分

## 5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

## 北九州市交通局公告第4号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年2月10日

北九州市交通局長 福本 啓二

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油 10万リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和5年4月1日から同月30日まで

#### (4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

#### (5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量132万リットル 令和5年3月頃

#### (6) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年3月10日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局総務経営課

イ 期間 この公告の日から令和5年3月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月24日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

##### (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和5年3月15日午後2時

##### (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年3月10日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

##### (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年3月23日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和5年3月24日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5

条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

100,000ℓ

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., March 24, 2023

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., March 23, 2023

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,  
City of Kitakyushu



北九州市交通局公告第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年2月10日

北九州市交通局長 福本 啓 二

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 11万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年1月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
NX商事株式会社  
北九州市小倉北区西港町15番63号
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額 108円80銭
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和4年12月9日
- 8 落札方式  
最低価格による。